

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 家畜伝染病予防法施行規則が一部改正となります

昨シーズン、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生は過去最大の規模となりました。また、豚熱ではワクチン接種地域においても断続的に発生が確認される状況となっています。

この状況をうけて、**家畜伝染病予防法施行規則**が**一部改正**されました(令和3年10月1日施行)。

### 家畜伝染病予防法施行規則改正(令和3年10月1日公表)の概要

#### 1 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

##### ●埋却地等の確保

埋却等に備えた土地又は施設を確保することが求められますが、これが困難な場合においては、代替となる県が求める取組を実施することとなりました。

##### ●家きん農場における、シーズン前一齐点検の実施

家きんの所有者等は毎年、飼養衛生管理基準の遵守に関する一齐点検をおこなうこととなりました。

#### 2 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

##### ●監視伝染病の発生に備えた**対応計画の策定**

家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認めた家畜の所有者は、監視伝染病の発生に備え、殺処分等の**対応計画の策定**が必要となりました。

##### ●**勧告及び命令後の改善すべき期限の短縮**

飼養衛生管理基準遵守に係る是正措置として、発生予防に係る指導・勧告・命令の猶予期間が2週間から1週間に、まん延防止に係る命令の猶予期間が1週間から3日間に短縮されました。

#### 3 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

●**大規模所有者**における**畜舎毎の飼養衛生管理者の配置**が追加されました。

※詳細については、阿蘇家畜保健衛生所までお問い合わせください

# 高病原性鳥インフルエンザ 特別防疫対策期間が近づいてきました！！

熊本県では毎年11月1日～4月30日を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、ウイルスの侵入防止および万一の発生時のまん延防止対策を強化しています。昨シーズンの発生状況から、今シーズンも**嚴重な警戒が必要**です。当家保でも、令和3年度高病原性鳥インフルエンザ防疫演習をおこないました。



防鳥ネット



畜舎専用長靴と消毒槽



車両消毒



防疫演習

渡り鳥の本格的な飛来を迎えるに当たり、家きん飼養者におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策を徹底するとともに、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を届け出るようお願いいたします。

本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることから、家きんの飼養者は平時から飼養する家きんの健康状態について注意深く観察をお願いいたします。

**※死んだ野鳥を発見した場合**

阿蘇地域振興局 林務課(0967-22-1117)まで、ご連絡をお願いいたします。

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

### 近隣諸国の海外悪性感染症

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日月
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	ロシア	家禽・野鳥	令和3年9月1、3日
	H5N2	台湾	家禽	令和3年8月9日
	H5N5	台湾	家禽	令和3年9月24日
	H5N6	ベトナム	家禽	令和3年8月26日
	H5N8	ベトナム	家禽	令和3年9月13日
アフリカ豚熱 (ASF)		韓国	野生イノシシ	不明
		中国	豚	令和3年9月4日
		香港	野生イノシシ	令和3年9月1日
		マレーシア	豚・野生イノシシ	令和3年8月9日
口蹄疫 (FMD)		モンゴル	羊・山羊	令和3年6月28日、8月6、7日

令和3年(2021年)10月1日現在

## 毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<https://plus.sugumail.com/usr/kumamoto-pref/home>

